

(第1回研究会「資料4」より抜粋)

「さらなる対話型株主総会プロセスに向けた中 長期課題に関する勉強会とりまとめ(案)」 に対する意見募集の結果について

2. 意見募集の結果について: 結果概要

- 5月22日から意見募集をした結果、9件の意見が寄せられた。
- 主な意見の概要は10ページ以降のとおり

◆ 募集期間:2019年5月22日(水)~2019年7月10日(水)

◆ 提出方法:電子メールまたは郵送

◆ 寄せられた意見:9件

内訳	団体	3件	一般社団法人全国銀行協会、税経 システム研究所 商事法研究会、 一般社団法人日本経済団体連合会
	企業	1件	金融機関
	個人	5件	企業実務担当者 2名 個人投資家 3名

2. 意見募集の結果について:次回の議論

- いただいたご意見(次ページ以降)を踏まえ、次回の議論において、以下の論点を取り上げて検討してはどうか。
- 上記を踏まえ、ハイブリッド型バーチャル株主総会に係る現行法における対応の在り方を まとめ、「ハイブリッド型バーチャル株主総会実施のガイド」として公表することとしたい。

次回とりあげる主な論点

- ✓ リアル出席株主とバーチャル出席株主の取扱いの差異について
- ✓ 通信障害への対応の在り方について
- ✓ 代理人出席や実質株主の出席に係る取扱いについて
- ✓ 採決方法や中継の在り方、招集通知への記載方法など、出席型における運営ルール について

- いただいた御意見の概要は以下のとおり。
- 前ページの論点に係る今後の議論にあたっては、いただいたご意見を参考にさせていただくこととする。

◆全般に係るご意見

- 株主総会は主に法務担当が実施しているが、法務人材が足りないといわれる中、少ない人数でも株主総会を回るようにする方向で検討をしていただきたい。(個人投資家)
- 少ない人数で回すにはバーチャル総会の方が望ましいのであれば、会社法の解釈論で乗り切らず、法改正をしてバーチャル総会を合法としてしまった方がよい。(個人投資家)
- お土産についても議論してほしい。お土産目当ての参加や、お土産だけ受領して帰る株主などのために会社がコストをかけることの合理性に疑問。ハイブリッド型バーチャル総会導入時におけるそういった株主への影響についても予想を記載してほしい。(個人投資家)
- 「株主名簿管理人」の必要性についても議論してほしい。対話を行う株主を特定するための費用が高くなり、 使い勝手が悪い。実質上はほふり(証券保管振替機構)と同じではないか。(企業実務担当者)

◆検討の方向性について

- 書面投票制度のように、一定数以上の株主が存在する株式会社に対してハイブリッド型バーチャル株主総会の開催を強制することには反対であり、株主の議決権行使の方法としてバーチャル出席・議決権行使を保証することまでは必要がないと考える。(税経システム研究所 商事法研究会)
- ハイブリッド型バーチャル株主総会については、各社が自社の規模や株主構成、年間を通じた株主との対話の 状況、現在の株主総会における課題等を踏まえ、自主的に導入を検討すべき物といえ、あくまでオプション (選択肢の一つ)であることを改めて確認したい。(経団連)

◆「参加型」と「出席型」について

- リアル株主総会の場では議決は満場一致の扱いで、反対の意思表明をすることは事実上不可能に近い。したがって議決権行使が目的であれば、当日は参加せずに事前に個別に議案について意思表明する方が目的にかなう。以上を踏まえると、ハイブリッド型バーチャル株主総会は、少なくとも現状では参加型にこそ意味があるのではないか。(個人投資家)
- ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、現行の「事前に議決権行使結果の趨勢が判明している実務」に比して、事前の議決権行使に係る株主のインセンティブを低下させ、もって株主総会運営の不安定化をもたらすような制度となるようであれば、会社側にとってはリスクが増大するのみで、本制度を導入する動機がなくなってしまう点を考慮すべきである。(全銀協)
- ■「参加型」と「出席型」を議論するに当たっては、招集通知上の記載その他の周知の方策についても併せて議論の上、明確化すべきである。(全銀協)

◆「参加型」について

- 「その場で質問や意見を述べることができる」ということが、当日のリアル総会に出席するインセンティブとして残されるのは、むしろ健全であるように思う。(個人投資家)
- 16ページ脚注において「電磁的方法による事前の議決権行使の期限」に関して、"株主総会における採決時以前の時"と解することが可能であるとの見解が示されているが、このように解すると、株主総会当日の実務として有効な議決権数把握のための環境を構築する必要が生じる。株主名簿管理人におけるシステム開発に加えて、発行会社においても一定程度のインフラ整備が必要となり、バーチャル総会の実践を躊躇する一因となることも考えられ、慎重な検討が必要と思料する。(金融機関)

◆「出席型」について

- ハイブリッド出席型バーチャル株主総会において、事前に株主総会の「決議」を行いつつ、株主総会当日はインターネット等を通じて参加することで当該株主は「審議」に集中するような制度設計を検討できないか。(全銀協)
- バーチャル出席株主とリアル出席株主との取り扱いの差異は、どの程度であれば認められるのか、より詳細な検討を進めていただきたい。(全銀協)
- 通信障害による審議・決議への参加中断は、会社が善意で重大な過失がないとき、または会社に正当な事由があるとき(セキュリティ対策の実施、バックアップ手段の確保等)は、当該株主総会の決議の効力に影響を及ぼさないものとする旨の規定を設けることが妥当。立法措置が講じられない場合には、このような場合については決議方法の著しい不公正または法令違反に該当しないと解するべきである。(税経システム研究所商事法研究会)

- どのような通信障害が決議取消事由となるのかは、より具体的に議論のうえ、例えば決議取消となる障害の 類型を限定列挙するといった方法により明確化すべきである。(全銀協)
- バーチャル出席を認めるためには、会社側が通信障害の起きないシステム環境を整備する必要があり、実際に通信障害が発生した際には、会社法第831条第1項に基づく株主総会決議の取消事由と判断されるおそれが生じる。どのような場合に取消事由とされるかの経験則が不足している中で、会社側は一定の投資を行って環境整備を行わざるを得ず、実施に踏み切るインセンティブが低い企業も少なくないとみられる。「通信障害を防止すべく、自ら又は第三者に委託して、セキュリティ対策やバックアップ等の合理的な対策を講じる必要がある」と記載されているが、「合理的な対策」の程度を明らかにする必要がある。企業側では合理的な対策と考えていたとしても、それが不十分であるとされ、決議の取消しリスクが増加するのであれば、企業側としてはハイブリッド出席型バーチャル株主総会の導入に消極的にならざるを得ないと思われる。(経団連)
- 100%のサイバーセキュリティ対策というのは無いことから、具体的にどの程度のサイバーセキュリティ対策を取っていたかを以て、サイバーセキュリティ対策の観点で会社側に故意・過失(または重過失)がなかったとみなされるか、ということだが、その点も明確化してほしい。(個人投資家)

- 提案株主が株主提案の補足を希望する場合、会社はその機会を付与する必要があるが、会社は全株主に中継できるような設備の構築を義務づけられるのか、義務づけられるとしたらどのような中継ルールとするのか、明確化すべきである。(全銀協)
- バーチャル出席株主の本人確認については、当面議決権行使書面に記載されたIDとパスワードを用いたログインにより行う方法が妥当であるが、比較的低コストで確実な本人確認手段が開発され利用可能となった場合は、当該手段の利用によりなりすまし防止を確保すべきである。(税経システム研究所 商事法研究会)
- バーチャル出席株主の本人確認については、当面議決権行使書面に記載されたIDとパスワードを用いたログインにより行う方法が妥当。二段階認証の対応はシステム構築に係る負荷が相応に生じること、利用する株主にとっても手続きが煩雑となり、利用が抑止される懸念が生じることも考えられる。(金融機関)
- 非株主が決議に加わった場合、株主総会決議の取消事由に該当しうると解されており、リアル株主総会では株主の本人確認は慎重かつ正確に行う実務が確立されている。しかし、バーチャル出席株主については、追加的な確認が困難であり、リアル株主総会に比べて非株主が決議に加わってしまう可能性は高まりかねず、将来的な株主総会決議の取消事由の見直しが必要ではないか。また同様に、代理人を株主に限定する定款の定めがあるときには、株主でないものを代理人と認めるべき「特段の事情」の証明が困難であることから、「バーチャル出席者は他の株主の代理人となれない(委任状を受任できない)」とする定款の定めを有効にすることの是非も論点になり得るのではないか。(経団連)

- バーチャル出席株主について、「決議時に議決権行使による意思表示がなされない場合には事前の議決権 行使の効力が維持される」とすると、バーチャル出席株主は当日の審議の結果、「議決権は不行使とする」意 思であるのか、「事前行使の内容を不変とする」意思であるのか判然としないとも考えられる。また、これらは実 際の議決権行使状況と平行して管理することとなるため、これを実現するためには発行会社の株主総会当日 の運営において負担の増加、あるいは一定程度のインフラの整備が必須となることが想定される。(金融機 関)
- リアル株主総会での議決権行使とオンラインでの議決権の行使が同時に行われるため、これまで拍手などで確認していた採決方法が採れなくなる恐れがあり、また、議決権の事前行使をしたバーチャル出席者がログインやバーチャルでの議決権行使をした際に事前行使分から差し引くためのシステム対応、賛否を計算するシステム対応等、対応が想定程度複雑化する可能性があり、どのような対応をとれば会社法上適法となるのか、またシステムに不具合が生じた場合にどのような効果を発するのかを明らかにするべきではないか。(経団連)
- 事前に書面投票等を済ませた株主がバーチャル出席し、一部の議案に対してだけバーチャル出席の状態で議決権行使を行った後、その他の議案については議決権行使をせずにログアウトしたケースについては、事前にその取り扱いが招集通知等において明示されているときは、ログアウト後の議案については会社提案に対する賛成票に加えることを認めても良いと考える。これに対し、採決の前までバーチャル出席していたものの、採決の前にログアウトしたケースについて、出席のカウントに係る二重計上を技術的に回避できるのであれば、事前の投票を有効なものとして参入するのが妥当なのではないか。(税経システム研究所 商事法研究会)

- バーチャル出席株主が賛否を示さずに議決権を行使した場合の取扱いとしては、事前の招集通知等における 説明を条件として、会社提案に賛成(株主提案がある場合は当該株主提案に反対)する議決権行使とし て扱うことが妥当ではないか。(税経システム研究所 商事法研究会)
- バーチャル出席株主の賛否が把握できるシステムが必要となると指摘されているが、具体的な賛否の把握方法についてもさらなる検討が必要ではないか。また、バーチャル出席株主の賛否について、後日臨時報告書等により開示することを想定した場合には、現実の株主総会会場で出席した株主の投票の取扱いにも考慮が必要ではないか。(引き続き取り扱わないということで良いか)(金融機関)
- 議案の可否が事前に明らかとなるような株主総会を念頭に置く場合、バーチャル出席株主も投票を行わない (発言がみとめられることに意義を有する)という位置づけも検討されるべき。(金融機関)
- バーチャル出席株主の質問権や議案提出権の行使についても、十分に議論の上、ルール(無責任な発言を 防止するための規範等)を明確化すべきである。(全銀協)
- ある株主が質問した場合、会社側がそれに回答したか否かを問わず、その質問の内容をニコニコ動画のように他の株主も見えるようにすべきだと思う。(個人投資家)
- リアル株主総会においても、会社によっては質疑応答を十分に行うことは困難なケースもある中、バーチャル出席株主の質問や動議については、数が膨大になり得ることや濫用のおそれが高いと行った事情を考慮し、リアルとバーチャルの取扱いの差異を法的に許容する必要がある。また、質問権・動議権自体を一切受け付けないとすることも考えられるのではないか。(経団連)

- リアル株主総会でも、動議を提出しながら決議前に退出する株主がいるような場合もあり、建設的な対話を 志向するなら、質問や動議の提出に対する心理的ハードルは下げる必要がないと考える。(個人投資家)
- 動議については、バーチャル出席株主が提出した動議の内容が分かるように、会場のスクリーン等に内容を表示して、議長が拒絶事由(会社法304条)のないものを議場に諮ることとし、手続的動議については、その賛否を議場に諮るものとすべきという考え方もある。一方で、動議の提出権をリアル出席株主に限ることも一考に値する。いずれにせよ、バーチャル出席株主から提出された動議に対する会社としての対応については、株主の提案権の保障を測りつつ、株主総会の合理的で法的安定性を保った運営の確保の観点から、動議の受付時間・株主が提出できる動議の数の制限の可否・要否を含め検討が必要である。(税経システム研究所 商事法研究会)
- バーチャル出席株主による質問については、取締役の恣意的対応を避けるため、すべて受け付けた上でリアル 出席株主に表示し、拒絶事由に該当するものを除いて基本的にすべて回答することが望ましいという考えがあ る一方で、議長からの指名により初めて質問を行えるリアル株主との取扱いが大きいことを踏まえ、バーチャル 出席株主からの質問のうち無作為抽出した物のみについて、説明を行うこととする取扱いも考えられる。この取 扱いを行う場合には、招集通知等にあらかじめ明示しておくことが必要であり、そのことを認める明文規定を会 社法・会社法施行規則に設けるべきである。(税経システム研究所 商事法研究会)

◆その他

- バーチャル株主総会によって遠隔地の株主が参画しやすくなる点は否定しないが、平日の夜や 土日に株主総会を開催する会社が増えるようなことがない限り、多様なバックグラウンドを持 つ株主との対話が促進されることにはならないのではないか。ただし、そのように開催することは、働き方改革が進められている中で会社としては実施のハードルは高いと思われる。(経団連)
- ハイブリッド型バーチャル株主総会が実現した場合、会社が実質株主を確認できることを前提 に、実質株主がバーチャル出席をし、質問や議決権の行使を行えるものとする取扱いが、議決 権行使プラットフォームとの関係を含め検討されて良い。 (税経システム研究所 商事法研究 会)
- バーチャル出席株主の出席の有無が裁判上の争点になった場合に備え、会社法312条4項・5項を参考に、バーチャル出席株主のログインデータの本店設置義務及び当該データの株主の閲覧 謄写請求権を会社法に明記すべき。 (税経システム研究所 商事法研究会)
- バーチャルオンリー型株主総会の我が国での利用については、通信技術の進展を踏まえた技術 論的な観点だけでなく、株主総会の役割・機能の在り方というコーポレートガバナンスの根幹 にかかわる本質論及び株主間のコミュニケーションの場としての株主総会の機能確保を踏まえ た慎重な検討が必要であると考える。 (税経システム研究所 商事法研究会)